研究成果報告書 科学研究費助成事業



6 月 18 日現在 平成 26 年

機関番号: 12102 研究種目: 基盤研究(A) 研究期間: 2010~2013 課題番号: 22243016

研究課題名(和文)「政府間和解」と歴史問題に関する基盤的研究 戦争賠償の再検討を中心に

研究課題名(英文) Basic study on the war reparation of Japan and History problem

研究代表者

波多野 澄雄(HATANO, Sumio)

筑波大学・ ・名誉教授

研究者番号:00208521

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 13,200,000円、(間接経費) 3.960.000円

研究成果の概要(和文):対日平和条約および二国間の平和条約・賠償協定によって形成された「講和体制」は、戦争や植民地支配に起因する賠償請求権の問題を管理し,内外秩序の安定をもたらす仕組みであった。冷戦期に形成された講和体制は,対日平和条約に署名していなかった中国や韓国の請求権問題をも封じ込めていた。だが、1990年代前半には,中国や韓国で個人補償をもとめる慰安婦問題などが新たに噴出した。講和体制の安定性に不安を感じた日本政府は,講和体制を補完する新たな歴史和解政策としてアジア女性基金などを実施するが,その効果は限定的であった。冷戦の終焉と自民党支配のゆらぎとは、講和体制の安定性を揺るがしたのである。

研究成果の概要(英文): The "San Francisco peace regime" formed by the Treaty of Peace with Japan of 1951, and bilateral peace treaties and reparations agreements was the mechanism of having managed the problem of the right of demand for compensation resulting from war and/or colonial rule, and bringing about the st ability of the international order of the Asia-Pacific region. The regime formed at the climax period of the Cold War had also contained the claim problem of China or South Korea which had not signed the Treaty o f Peace with Japan of 1951.

But, the comfort-women problem which asks for individual compensation in China or South Korea newly blew of fat the first half of the 1990's. The effect was restrictive although the Japanese government which felt uneasy at the stability of the regime carried out Asian Women's Fund as a new history reconciliation poli cy which complements the regime. The end of the Cold War and the fluctuation of the Liberal Democratic Par ty rule shook the stability of the regime.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 政治学、国際関係論

キーワード: 賠償問題 サンフランシスコ平和条約 請求権問題 慰安婦問題 アジア女性基金 講和条約 歴史問

1.研究開始当初の背景

近代日本の戦争や植民地支配が第二次大 戦後に遺した「負の遺産」の問題 戦争責任、 賠償・補償、戦後補償、謝罪・慰藉、歴史認 識等 は「歴史問題」ともいわれ、日本と東 アジア諸国間の安定した関係構築を妨げ、相 互不信の原因となっている。

代表者は 1990 年代半ば以降、日本政府が 支援する様々な歴史和解事業に参画してき た。村山内閣の「平和友好交流計画」の一環 としての「日英歴史共同研究」及び「アジア 歴史資料センター」の設立準備、同センター の運営諮問委員、慰安婦問題に端を発する 「アジア女性基金」(95年発足)の資料専門委 員、2006年から 2009年にかけての両国政府 支援による「日中歴史共同研究」等である。こ れらの政府支援事業は、その背景にある歴史 問題のゆえに、充分な成果を挙げてきたとは 言い難い。そもそも日本政府は、サンフラン シスコ平和条約(以下、講和条約)を起点に、 アジア諸国との二国間の賠償協定・平和条約 において歴史問題に決着をつけたはずであ ったが、なぜ、90年代に戦後補償問題として 噴出したのであろうか。なぜ、戦後処理の国 際的枠組としての「政府間和解」は持続せず、 広く定着しなかったのであろうか。こうした 問いが本研究の背景となっている。

2.研究の目的

本研究の目的は、敗戦後の日本の国交正常化や賠償問題について、国際的に創出された「政府間和解」(講和条約やアジア諸国との賠償協定・平和条約)の枠組を、公開が進む基礎的な外交記録によって見直すことにある。その際、1.賠償や請求権等の争点が、どのように和解や償いといった問題とがでついているか、2.様々な形で歴史問題のように関連しているか、3.政府間和解のあり方とどが噴よっに関連しているか、3.政府間和解の持続と定着を妨げた要因は何か、その背景を探るという3点に特に焦点を当てる。

換言すれば、経済協力や冷戦という政策的、 戦略的要請によって抑えられ、顕在化が拒ま れてきた問題を掘り起こし、いわゆる戦後処 理問題の国際的な決着点としてのサンフラ ンシスコ講和体制の安定性・持続性とその限 界を改めて問い直す作業である。

3.研究の方法

本研究では、まず、サンフランシスコ講和体制を、講和条約を基点とするアジア諸国との一連の平和条約・賠償協定を含む政府間の法的枠組のみではなく、占領改革や植民地帝国の清算をも抱合する広い意味での戦後処理の基盤 = 政府間和解の枠組ととらえる。この講和体制において戦争賠償の問題がどの

ように位置づけられていたのか、新たな公開 資料によって検討することとした。

そこで、外交記録を活用した関連の研究実績のある研究者に連携研究者として協力を求め、適宜、研究成果の共有や連携研究を依頼する仕組みとした。また、博士課程在学中または終了した若手研究者により「研究作業チーム」を適宜、編成して内外の外交記録や文献等の収集・分析にあたった。

以上の体制のもとで、第 1 段階(2010 - 2011 年)では、講和条約と講和体制の全般的特徴の把握に務め,第 2 段階(2012 - 2013 年)では,アジア諸国との平和条約・賠償協定の分析を進め,平行して「政府間和解」の持続と挫折、さらに 90 年代の新たな歴史和解政策の分析を順次進めた。

4. 研究成果

(1)公開された外交記録の検証を踏まえ、まず、サンフランシスコ講和体制の特徴、その歴史的意義と限界を広い観点から把握することに努め、その成果を新書の形で発表した(『国家と歴史』)。その概要は以下の通りである。

戦後処理の国際的基盤としての講和体 制は、1972年の日中共同声明によって一応、 完成をみる。政府からすれば、講和体制を基 盤とした「政府間和解」の枠組によって、戦争 や植民地支配に起因する諸問題を決着させ、 アジア太平洋の安定に寄与し、国内的には 「子孫に負担をかけない努力」の成果であっ た。国の内外から提起される歴史問題に対し、 賠償や責任の問題など新たな負担に結びつ かないよう対応する場合に、その依拠する基 盤が講和体制であった。例えば、80年代には 教科書問題や首相の靖国神社参拝問題が国 際化し、国内でも日本人の戦争被害者による 補償問題が顕在化するが、それらが新たな負 担に結び付かないよう、封じ込める役割を講 和体制は果たした。

講和体制は、歴史問題が国内政治の安定 や国際協調を損なわないよう管理する基盤 であり、今後も起こり得る歴史問題をも封じ 込めたはずであった。しかし、90年代に入る と、慰安婦問題や中国人の強制労働問題など、 いわゆる「戦後補償問題」が近隣諸国から提 起される。戦後補償問題の多くは、すでに東 京裁判やアジア諸国との賠償交渉の過程で 提起されていた問題であったが、長い冷戦と 自民党支配とが問題の顕在化を防いできた のである。しかし、90年年代初頭になると、 こうした未解決の問題が、とくに講和体制の 枠外にあった中国や韓国から提起されるの である。それは、講和体制を外側から支えて きた冷戦の終焉と、内側から支えた自民党支 配の揺らぎという内外情勢の大きな変動を

背景としていた。

「戦後補償」という言葉には、戦争の加 害国が被害者個人に対して行う「償い」とい う意味があり、法的救済ではなく道義的側面 からの救済という観点が重視される。したが って、個人を対象とした補償措置は講和体制 の法的枠組を超え、講和体制そのもの直接 がす可能性があったが、宮沢内閣以降の 補償に消極的であったが、宮沢内閣以降の 代内閣は、講和体制の枠組みを維持しつの、 であることになる。そこには、冷戦 大可能な補完的責任という役割意識を加 わっていた。

この段階になると、歴史問題への対応は、 もはや反省や謝罪という言葉の問題ではなく、具体的な「償い」をともなう「歴史和解政策」が求められた。こうして 90 年代前のでは、慰安婦問題に対処するための「女性のためのアジア国民基金」(アジア女性基金」(アジア女性基金」(アジア女性基画」とが実施される。これらの事業の効果は限定的である。といたの神償要求にも、植民地支配に対的もも、がらの補償要求にも、植民地支配に対いた。日韓国交正常化交渉の難航はそれを示いた。

1997 年、最高裁は強制労働や慰安婦に関する中国人被害者の訴えを退けるにあたって、「個人の請求権」を否定した平和条約は、個別に締結された二国間の平和条約・賠償協定のみならず、講和条約を承認しなかった中国ソとの二つの共同宣言にも及ぶものという、包括的な「サンフランシスコ平和条約枠組み論」を展開した。

ただし、この最高裁判決は 65 年の日韓の 基本条約と請求権協定には触れていない。日 韓の請求権問題は戦争に起因する問題では ないとする公的立場を踏まえたものである。

いずれにしても、個人補償を求めて増え続ける戦後補償裁判に歯止めをかけ、講和体制の法的安定を図ろうとするものであった。それは、問題を法的解決ではなく、国民と政府に投げかけたことを意味していた。

(2)以上が、講和体制の持続と安定性に関する研究の概要であるが、個別テーマによる補完的研究も進めた。

政府間和解の枠組みとしての「講和体制」の安定と限界という観点から、戦後日本の「歴史問題」の一つである慰安婦問題に対する日本政府の対応を検討し、国民の寄附によって元慰安婦に「償い金」を支払うという「ア

ジア女性基金」という方法は講和体制の限界 を示すものという仮説を提示した。

多数国間の和解の枠組みとしての講和 条約の形成過程について内外の公開資料を 見直し、懲罰的な「ヴェルサイユ型講和」か ら、復興を重視した「冷戦型」へと移行する 過程において、領土問題や賠償問題がどのよ うな影響を受けたかを検討した。斬新な見方 ではないが、戦後の3つの領土問題(北方領土、 竹島、尖閣諸島)に関する日本の主張は、サン 講和条約の厳密な法的解釈に由来している ことを明らかにした。

賠償問題については、賠償の一環としての在外財産の接収によって賠償支払を完了したとする立場の堅持を米国に期待していたこと、とくに旧植民地における私有財産処分については日本政府の負担を避け、また、他の民間人戦争被害者との均衡という観点から、その補償を日本政府に求めない扱いを強く要請していたことを明らかにした。しかし、講和条約には私有財産の補償について何等の規定も設けず、講和後も大きな問題として残り、最終的には幾たびかの裁判を経て、わずかな「見舞金」が支払われている。

アジア諸国との平和条約・賠償協定交渉を公開外交文書によって検証し、とくにベトナム賠償、フィリピン賠償など東南アジア諸国との賠償問題は、冷戦や経済協力という観点ではとらえ切れない特徴があることを明らかにした。とくに、経済協力の方法は冷戦の舞台とは距離を置く形で英連邦諸国(南アジア地域)が重視されていたこと、賠償対象としての現地政権の正統性が問われていたこと、経済協力は必ずしも最初から賠償と表裏一体ではなかったこと、などである。

講和条約第 11 条には、極東国際軍事裁判(東京裁判)の「受諾」を義務付ける第 11 条がおかれ、そこには裁判の正当性が含意され、戦争責任条国の代替機能が託されていたが、日本側は深い理解が及ばず、曖昧さを逆用するように戦犯釈放に邁進した点を明らかにした。換言すれば、戦争責任という問題を講和体制のなかに明確に位置付けることはできなかったのである。

旧植民地の日本財産の処分という問題が、請求権問題として重大な争点となったのが日韓国交正常化交渉であった。当初、韓国は連合国=戦勝国並みの処遇と賠償を求め、日本は戦争賠償ではないという立場に固執して始まった交渉が、14年の長い交渉を経て日韓経済協力・請求権協定として妥結した詳細な経緯は、両国政府の記録公開の進展によって明らかになってきている(連携研究者の浅野豊美ほか編『歴史としての日韓国交正常化』全2巻など)。

浅野は、講和条約による法的枠組が日韓の

請求権交渉にどのような影響を及ぼしていたかを検討した。その結果、韓国が連合国としての姿勢で対日交渉に臨んだことに日韓国の対日請求権は賠償ではなく在て日韓国系財産への法的請求として構成されて在時国系財産の扱いをめぐる論争は、この在日韓国系財産の投にあった植民地統治するがという日韓の歴史問題と分かち難くおち、日本人の財産は明らかにした。すなり日時であるが、日本人の財産は朝鮮に対したの財産は朝鮮に対したのである。

韓国と並ぶ分離地域(旧植民地)であった 台湾の請求権の処理も迷走した。台湾統治の 主体が現地政権ではなく、大陸からの中華民 国政府(国民政府)となったからである。戦時 中から対日賠償の調査を行い、金額も算定し ていた国民政府は、講和の過程では米国の無 賠償方針(請求権の放棄)に従う方針であった が、最終的な講和条約では無賠償方針が変更 されたため、賠償を求めて日華平和条約交渉 に臨んだ。日本側は、日本の在華資産の放棄 で十分に相殺されると主張して難航するが、 最終的には国民政府が賠償請求権を放棄す る。この過程は、台湾統治がもたらした被害 の償いではなく、日中戦争による被害の賠償 請求権の放棄という形をとった。国民政府は 戦争の最大の被害国の代表政府として相応 の賠償を請求する地位にあった。しかし、国 民政府は内線のなかで国際的地位を著しく 低下させ、対米譲歩や妥協を余儀なくされた。

国民政府の賠償請求権の放棄が、大陸中国にも及ぶのかについては議論があるが、 政府は日中間で賠償問題は存在しない、という立場をとり続ける。こうした日本側の一方的認識が問われたのが 1972 年の日中国交正常化交渉であった。周恩来は「戦争の損害したがである。蒋介石が放棄したが、もういいのだという考え方は我々に「安け入れられない」と主張したが、結局、棄したが、「房略戦争」の責任と反省に強く、「賠償請求」を後省を設立した放棄であった。そのため、法律論を説く日本外務省に強く反発した。換言すれば、歴史認識の問題と賠償放棄とはセットである。

(4)今後の検討事項をも含むが、対日賠償の特徴を明らかにするため、賠償問題を近代以降の国際政治経済史の文脈から検討を行った。近代以降の国際社会における賠償は、 敗戦国が戦争に要した費用(戦費)と戦争による損害の両方を金銭によって償う方法 「償金」が定着した。日清戦争後の清国から の賠償金も戦費を含むものであった。

しかし、第一次世界大戦を契機に、賠償方式は、金銭賠償、実物賠償、役務賠償の3つの方式を組み合わせるものとなる。二つの世界大戦の戦争形態が長期の総力戦となり、その結果として巨額の戦費と戦争被害をもたらし、敗戦国だけではなく戦勝国にも重大な影響を与えるにいたったからである。

さらに、第一次大戦後の戦争賠償をめぐる 国際外交は、それまでの敗戦国の戦勝国に対 する「償金」という、損害回復をねらいとす る二国間問題ではなく、国際政治経済システ ム全体の回復と発展を促すという視点が 視されていた。第二次大戦後の対日賠償問題 は、国際安全保障の確保、地域秩序の形成と 安定、国内政治経済の改革という3問題と 動しつつ、アジア太平洋の国際システムとし ての講和体制の安定と定着という観点から 処理されてきたことを確認した。

今後の賠償研究に参考になるのが浅野豊美 (連携研究者)の『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』である。浅野は,講和条約によって形成された賠償枠組は、一過性の賠償から恒常的な賠償手段としての「経済協力」を促し、日本の復興と地域秩序の形成を可能とする法的体制とみなし、それが日米関係のもとで制度化すると説く点で今後の考察の参考となる。

また浅野は、第二次大戦中に経済学者・ケインズが説いた、敗戦国も戦勝国も平等に安全保障コストを負担すべきという意味での「世界平和維持費」という概念を、初期の懲罰的性格の強い日本の賠償支払が、長期的な安全保障コストの負担を主眼とするものに転換する過程の分析に援用し,これも新たな観点として考察に値する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者 には下線。)

[雑誌論文](計10件)

波多野澄雄、国体護持と「8 月革命」 -戦後日本の「平和主義」の生成、国際日 本研究、査読無、6 号、2014 年、1 -15 頁

<u>波多野澄雄</u>、沖縄返還交渉と台湾・韓 国、外交史料館報、査読無、27号、2013 年 12 月、 27 - 48 頁

<u>波多野澄雄</u>、日中歴史共同研究 成果 与課題(中国語) 抗日戦争研究、査読 有、2011 年第1期、14-20頁。

<u>波多野澄雄</u>、太平洋戦争史研究の現在 - 「帝国論」と「大東亜戦争」をめぐ って、軍事史学、査読無、46 巻 1 号、 2010年6月、30-40頁

[学会発表](計12件)

<u>浅野豊美</u>、川喜多敦子、<u>波多野澄雄</u>(司会)ほか2名、第二次大戦後の賠償問題と戦後秩序形成の新視角、日本国際政治学会、2013年10月28日、新潟国際会議場

波多野澄雄、日韓歴史問題と日本の対応」、駐新潟韓国総領事館特別講演会、2013年5月25日、新潟市ホール波多野澄雄「教科書問題と近隣諸国条項」、日中歴史交換会、2013年3月18日、日本国際問題研究所

波多野澄雄、慰安婦問題と日本政府の対応、韓国・啓明大学校特別講演会、2012年3月26日、大邱市(韓国) 波多野澄雄、日本の情報公開と戦後外交記録公開、台湾・中央研究院近代史研究所招待講演、2011年11月25日,台北市中央研究院(台湾)

波多野澄雄、問題提起 - 日中歴史共 同研究、早稲田大学アジア研究機構 第7回国際シンポジウム「国民国家の 歴史認識を超えて」、2010年10月23 日、早大国際会議場

佐藤晋、引揚と情報 日米両国政府の 対中政策への影響分析、日本政治学会 年次大会、2010年10月9日、中京大 学名古屋キャンパス

[図書](計18件)

戸部良一、黒沢文貴、<u>波多野澄雄</u>ほか 15 名(8 番目)、千倉書房、近代日本の リーダーシップ、2014 年、439 頁(173 - 196 頁)

渡辺昭一、<u>波多野澄雄</u>ほか 14 名(8 番目)、法政大学出版会、コロンボ・プラン 戦後アジア国際秩序の形成、2014年、354頁(299 320頁、共著)

井上寿一、<u>波多野澄雄</u>、酒井哲哉、大芝亮、国分良成編、岩波書店、日本の外交 第6巻(日本外交の再構築) 2013年、316頁(1 10頁)

<u>波多野澄雄</u>編著、岩波書店、日本の外交 第 2 巻(外交史 戦後編)、2013 年、302 頁(1 - 16、19 - 44 頁)

浅野豊美編著、慈学社、戦後日本の賠 償問題と東アジア地域再編、2013 年、 399 頁

増田弘、<u>佐藤晋(6 番目)</u>ほか 5 名、慶応 義塾大学出版会、大日本帝国の崩壊と 引揚・復員、2012 年 345 頁(267 345 百)

波多野澄雄(1 番目)、佐藤晋(2 番目) か7名、ミネルヴァ書房、冷戦変容期 の日本外交、2013 年、319 頁(1 12, 279 316 頁)

波多野澄雄、中央公論新社、国家と歴史 戦後日本の歴史問題、2011年、296百

黒沢文貴、イアン=ニッシュ、<u>波多野</u> <u>澄雄(8 番目)</u>ほか 10 名、東京大学出版 会、『歴史と和解』、2011 年、421 頁(191 208 頁)

和田春樹、<u>佐藤晋(4 番目)</u>ほか 6 名、岩 波書店、東アジア近現代通史 第 9 巻、 2011 年、300 頁(69 94 頁)

李鐘元、木宮正史、<u>浅野豊美</u>編著、法 政大学出版局、歴史としての日韓国交 正常化、第2巻(脱植民地化編) 2011 年、436頁(55 94頁)

<u>波多野澄雄</u>、岩波書店、歴史としての 日米安保条約、2010年、291頁

[その他](計1件)

波多野澄雄 「世界各国の領土問題と歴史問題」(日本国際問題研究所外務省委託研究プロジェクトの主査としての研究報告書) 2014 年 1 月提出(限定配布)

6.研究組織(連携研究者は主たる者)

(1)研究代表者

波多野 澄雄 (HATANO, Sumio) 筑波大学・名誉教授 研究者番号: 00208521

(2)研究分担者

佐藤 晋 (SATO, Susumu)

二松学舎大学・国際政治経済学部・教授 研究者番号:30385968

(3)連携研究者

浅野 豊美 (ASANO, Toyomi) 中京大学・国際教養学部・教授 研究者番号:60308244

潘 亮 (PAN, Liang) 筑波大学・人文社会系・准教授 研究者番号: 80400612

池田 慎太郎 (IKEDA, Shintaro) 広島市立大学・国際学部・准教授 研究者番号:80364107

永井 均(NAGAI, Hitoshi) 広島市立大学・広島平和研究所・准教授 研究者番号:40347620

服部 龍二(HATTORI, Ryuji) 中央大学・総合政策学部・教授 研究者番号:80292712